

## 三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金交付要領

### (目的)

第1条 三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルスの感染拡大により、素材・部材の調達や製品の出荷が滞るなど、サプライチェーンの脆弱性に伴う三重県内(以下、「県内」という。)の企業活動への影響が顕在化する中、強靱なサプライチェーンを構築しようとする企業に対して所定の経費を補助することにより、県内企業におけるサプライチェーンの転換や強靱化を促進することで、県内企業の競争力強化を図ることを目的とする。

### (通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)(以下「規則」という。)、雇用経済部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第250号)及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要領における用語の定義は以下に定めるところによる。

#### 「中小企業者」

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するもののうち個人を除くもの。

#### 「常用雇用者」

事業従事者のうち、次の要件をすべて満たす者をいう。

ア 雇用期間の定めのない者(高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。)

イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者

#### 「研究者」

常用雇用者のうち、専ら補助対象事業に係る研究開発に従事する者をいう。

#### 「補助対象事業」

事業者がサプライチェーンの強靱化を目的として取り組む、別表1に定める事業とする。

#### 「補助対象経費」

申請する補助対象事業に必要な交付決定日(又は第7条第2項に定める事前着手の日)から補助事業完了日までに出した別表2に定める経費とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に示す本県の基幹産業または今後成長が期待される分野に係る製品の製造を県内で行う事業者とする。ただし、別表1(2)F/S(実行可能性調査)特化枠については、県内に事業所を有する事業者に限る。

#### (1)本県の基幹産業

「三重の工業-2019年工業統計調査速報-」において、製造品出荷額上位3業種に該当する製造業(輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、化学工業)

#### (2)今後成長が期待される分野

三重県企業立地促進条例施行規則(平成15年三重県規則第33号)第4条第1項に定める製造業(クリーンエネルギー関連分野、次世代自動車関連分野、ライフイノベーション関連分野、食品関連分野、航空宇宙関連

## 分野、高度部材関連分野)

### (補助金の交付の対象)

第5条 補助金の交付対象は、事業者が補助対象事業を実施するために必要な補助対象経費とする。

- 2 前項の事業の実施期間は、原則、令和3年3月1日までとする。
- 3 第1項の事業の実施場所は、県内に限る。
- 4 国(独立行政法人等を含む)、三重県、市町、公益財団法人等が実施する他の補助制度(助成金等を含む)が充当される資産を取得財産としない。

### (補助金の額)

第6条 補助金の交付金額は、補助事業に要する経費のうち、県が補助対象経費として認めたものに対して、別表1に定める補助率等により算出される補助額を、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添え、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1)法人に係る定款、登記事項証明書及び役員一覧表
  - (2)最近3年間の決算書(附属明細書を含む)
  - (3)三重県の県税の納税証明書(全ての県税に滞納が無いこと)
  - (4)その他必要とする書面
- 2 補助対象経費は、原則、交付決定日以降に発注等した経費とする。ただし、申請以後、事前着手日を記載した事前着手届(様式第2号)を提出した場合、届出のあった事前着手の日以降に発注した経費も補助対象とする。

### (交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査、必要に応じて現地調査及び申請者からの聞き取り等を行い、その結果を総合的に判断して、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金の交付決定の通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

### (申請の取下げ)

第9条 前条第1項の補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

### (補助事業の変更等の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、あらかじめ以下の書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1)補助金交付申請書の内容を変更しようとするとき。(様式第3号)  
ただし、第3項に定める軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2)補助事業を中止または廃止しようとするとき。(様式第4号)

- 2 知事は、前項の変更等の申請があったときは必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認、及び変更の交付決定をすることができる。
- 3 第1項第1号ただし書きの規定における軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1)企業の名称を変更する場合
  - (2)補助事業の内容を著しく変更する場合
  - (3)補助対象経費の各項目の20%を超えて増額又は減額する場合

#### (地位の承継)

- 第11条 合併、分割その他の事由により補助事業者から補助事業の全部を承継した事業者は、その補助事業者の地位を承継するものとする。
- 2 前項の規定により補助事業者の地位を承継した事業者は、30日以内に地位承継届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業遅延等の報告)

- 第12条 補助事業者は、自然的・社会的諸条件等の外部要因により、第5条第2項に定める期日までに補助対象事業を完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から10日以内に補助事業の実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

#### (事業実施状況報告)

- 第14条 一般枠の補助事業者は、事業を完了した日から1年ごとに当該事業について事業実施状況報告書(様式第8号)により事業完了後3年までの間、報告を行うものとする。
- 2 前項の報告は、事業を完了した日の翌日から1年を経過する日以後15日以内、2年を経過する日以後15日以内及び3年を経過する日以後15日以内にそれぞれ行わなければならない。

#### (補助金の額の確定)

- 第15条 知事は、13条の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容(第10条第2項に基づいて変更承認を受けている場合はその承認の内容)及び交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

#### (補助金の支払い)

- 第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の補助金請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(補助等の返還)

第17条 知事は、補助事業の完了後において、別表1で規定する雇用要件を満たさないことが判明した場合には、規則第17条の規定により補助金の返還を命じることができる。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、第19条に定める期間、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第20条第1項ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間とする。

(成果の公表)

第20条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、その成果に関する検証を行い、補助事業者に成果を公表させることができる。

(収益納付)

第21条 知事は、補助事業が完了した日までに、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を知事に納付させることができるものとする。

(その他)

第22条 規則及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月26日から施行する。

別表1(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

(1) 一般枠

補助対象事業		a 転換型	b 研究開発強化型	c 増強型
内 容		強靱で高度なサプライチェーンを構築するための以下の事業 ・海外及び県外で生産していた製品を県内製造に転換 ・他社に外注していた製品を県内事業所で内製化に転換	研究開発機能を県内に新設・増設するための事業	強靱で高度なサプライチェーンを構築するための生産能力の増強に資する事業
補助対象経費		① 投下償却資産額 ② 設置移転費 ③ F/S(実行可能性調査)費 ④ 常用雇用者増加分		① 投下償却資産額 ③ F/S(実行可能性調査)費 ④ 常用雇用者増加分
補助率	(①②③)	中小企業者:1/2以内 そ の 他:1/3以内		中小企業者:1/3以内 そ の 他:1/4以内
	(④)	若 者:50万円/人 その他:30万円/人	研究者:100万円/人 若 者: 50万円/人 その他: 30万円/人	若 者:50万円/人 その他:30万円/人
補助上限額		3,000万円((①+②+③)の合算額×補助率)に④常用雇用者増加分を加えた額 ※ただし、③については、100万円を上限とする		
投資要件		補助事業完了時点において、補助対象経費(①+②+③の合算額)が以下の金額以上であること。 ・中小企業者:3,000万円 ・そ の 他:5,000万円		
雇用要件		申請時点の常用雇用者数を事業開始後3年間維持すること。		

※ 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てとします。

※ 消費税及び地方消費税等は補助対象になりません。

(2) F/S(実行可能性調査)特化枠

補助対象事業	a 転換型	b 研究開発強化型	c 増強型
内 容	(1)一般枠と同じ		
補助対象経費	③ F/S(実行可能性調査)費		
補助率	中小企業者:1/2以内 そ の 他:1/3以内		中小企業者:1/3以内 そ の 他:1/4以内
補助上限額	100万円		
投資要件	補助事業完了時点において、補助対象経費(F/S(実行可能性調査)費)が50万円を超えること。		

※ 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てとします。

※ 消費税及び地方消費税等は補助対象になりません。

別表2(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

番号	項目	内容								
①	投下償却資産額 1) 機械装置 2) システム構築費 3) 建物附属設備等	<p>1) 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>2) 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費</p> <p>3) 1)もしくは2)と一体で行う、建物附属設備及び建物改修に要する経費</p> <p>※1 他の補助金等が充当されている資産については対象外とします。</p> <p>※2 土地の取得、建物本体の新設は対象外とします。</p> <p>※3 「借用」とは、いわゆる所有権移転ファイナンスリースをいい、交付決定日(もしくは事前着手日)以降に契約したことが確認できるもので、補助事業完了日までに支出した経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業完了日を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該事業実施期間分のみ対象となります。</p> <p>※4 二者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。</p>								
②	設置移転費	<p>海外の自社拠点に設置していた専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具の設置移転に要する経費</p> <p>※1 資産の撤去費、運搬費、設置工事費が対象となります。</p> <p>※2 海外からの設置移転費のみが対象です。国内他県や県内からの設置移転費は対象となりません。</p>								
③	F/S(実行可能性調査)費	<p>補助対象事業にかかるマーケティング調査等の委託費</p> <p>※1 調査等の委託については、第三者機関への委託費のみが対象となります。</p> <p>※2 調査等にあたっては、以下の事項を必須項目とし、事業完了後に成果物の確認を行います。</p> <table border="1" data-bbox="427 1099 1519 1447"> <thead> <tr> <th>項目(必須)</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 新規投資による事業の成長性</td> <td>今後の市場の動向について</td> </tr> <tr> <td>b 事業を行う上での課題や解決策</td> <td>雇用について インフラについて 規制・許認可について 物流について ランニングコストについて</td> </tr> <tr> <td>c 新規投資事業の採算について</td> <td>a、bの調査結果を踏まえた新規事業の採算性について</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 委託する業務内容を明示し、成果物の活用方法、事業としての必要性等合理的理由を明らかにする必要があります。</p>	項目(必須)	例示	a 新規投資による事業の成長性	今後の市場の動向について	b 事業を行う上での課題や解決策	雇用について インフラについて 規制・許認可について 物流について ランニングコストについて	c 新規投資事業の採算について	a、bの調査結果を踏まえた新規事業の採算性について
項目(必須)	例示									
a 新規投資による事業の成長性	今後の市場の動向について									
b 事業を行う上での課題や解決策	雇用について インフラについて 規制・許認可について 物流について ランニングコストについて									
c 新規投資事業の採算について	a、bの調査結果を踏まえた新規事業の採算性について									
④	雇用増加者増加分	<p>交付申請日以降に新規雇用した常用雇用者数</p> <p>※1 既存事業からの異動した人員は対象となりません。</p> <p>※2 交付申請日から補助事業完了日までに増加した常用雇用者を対象に補助します。増加した常用雇用者が研究者の場合は一人あたり100万円、45歳未満の場合は一人あたり50万円、それ以外の者については、一人あたり30万円を補助します。</p> <p>※3 新規雇用増加者を補助対象経費として計上する場合、雇用契約書やハローワークにより発行される雇用保険被加入者名簿等により、対象事業所で勤務を開始した時点、その者の年齢を明確にする必要があります。</p> <p>※4 研究者を補助対象経費として計上する場合、組織図、従業員名簿、雇用契約書等により、対象者の所属や業務を明確にする必要があります。</p>								